

新リース税制

2008年4月以降開始する事業年度より、新リース会計基準が適用され、リース契約のほとんどが該当する「所有権移転外ファイナンスリース取引」の会計処理については、従来「賃貸借処理」であったものが、原則「売買処理」に変更されることになりました。

それを踏まえて、税務上も2008年4月以降締結するリース契約より、リース取引があった時に、リース会社などの賃貸人から、リース資産の利用者である賃借人に対してリース資産を売買したものとして扱う「売買処理」として資産に計上するように改正されます。そこで、新リース税制につき、賃借人における処理についてその概要を以下にまとめてみました。

1. リース資産の取得価額

取得価額＝リース総額(残価保証額がある場合はその金額を控除した金額)

但し、法人がその一部を利息相当額として区分した場合は、その区分した利息相当額を控除した金額となります。この利息相当額は利息法又は定額法で費用処理します。

2. リース資産の減価償却費

次の算式によって計算する、「リース期間定額法」で行います。

$$\text{償却限度額} = \text{リース資産の取得価額} \times \frac{\text{当該事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

3. 中小企業等の簡便処理

①中小企業のリース取引、②リース料総額が300万以下の場合、③リース期間が一年未満の場合、については事務負担の軽減から、リース料を償却費として損金算入する方法が認められますので、事実上従来の「賃貸借処理」が容認されます。なお、ここでいう中小企業とは、リース会計基準が強制適用されない中小企業であって、株式会社では上場会社等や会社法上の大会社(資本金が5億円以上等)、以外の会社が該当します。

4. 消費税の取扱い

消費税法上は、法人税法と同様に売買取引として扱われるので、リース資産の引渡しがあった時に、リース料総額をもって一時に仕入税額控除を行うこととなります。これは、中小企業が簡便的に「賃貸借処理」を行った場合も同様に、つまり法人の経理処理に関わらずに、消費税の税額控除につき恣意性を排除する意味から、引渡し時に仕入税額控除を行うことが強制されるようです。なお、契約書上、利息相当額が明示されている場合には、その利息相当額は非課税仕入となります。

5. リース税額控除等

2008年4月以降締結されるリース契約より、リース税額控除制度は廃止されます。但し、資産の取得した場合に適用される税額控除は対象となります。なお、資産の取得の場合に適用される、特別償却、圧縮記帳制度はリース取引では所有権が移転しないので対象にはなりません。固定資産税については、従来通り賃貸人が納税負担します。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [: nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

